

はじめに

現在、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの書き込みなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、大分市立明野中学校では、国において平成25年9月施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を、学校全体として正しく理解するため、「学校いじめ防止基本方針」をここに作成しました。

なお、この「学校いじめ防止基本方針」について毎年度開始時期に生徒や保護者に説明を行うとともに、学校ホームページへ掲載するなど広く地域住民にも周知いたします。

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

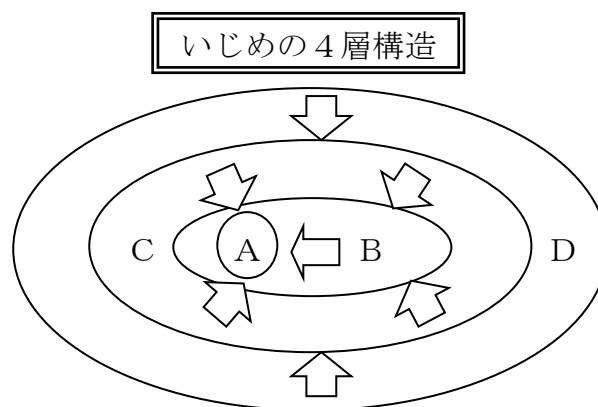
いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめにはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの構造や背景

いじめは、多くの場合で右図に示すような4層構造からなる。

- A：被害者
- B：加害者
- C：観衆
- D：傍観者



観衆とは、いじめをはやし立て、おもしろがっている生徒のことであり、いじめを強化する存在である。また、傍観者とは、見て見ぬふりをする生徒のことであり、いじめを支持する存在である。このように、いじめの指導においては、加害者と被害者だけでなく、観衆や傍観者も併せて指導することが大切である。また、いじめの背景については、生徒の心理状態のほか、家庭・学校・地域社会・社会全体に関わるさまざまな要因が、複雑に関係していることが考えられる。

4 いじめの一般的態様（例）

いじめはさまざま形で現れ、不愉快さの押し付けから犯罪まで、多岐にわたる。中には、一見するとけんかやふざけ合いなど外見的にいじめに見えないこともあるが、被害生徒の感じる被害性に着目した見極めが大切である。以下、その一例を示すこととする。

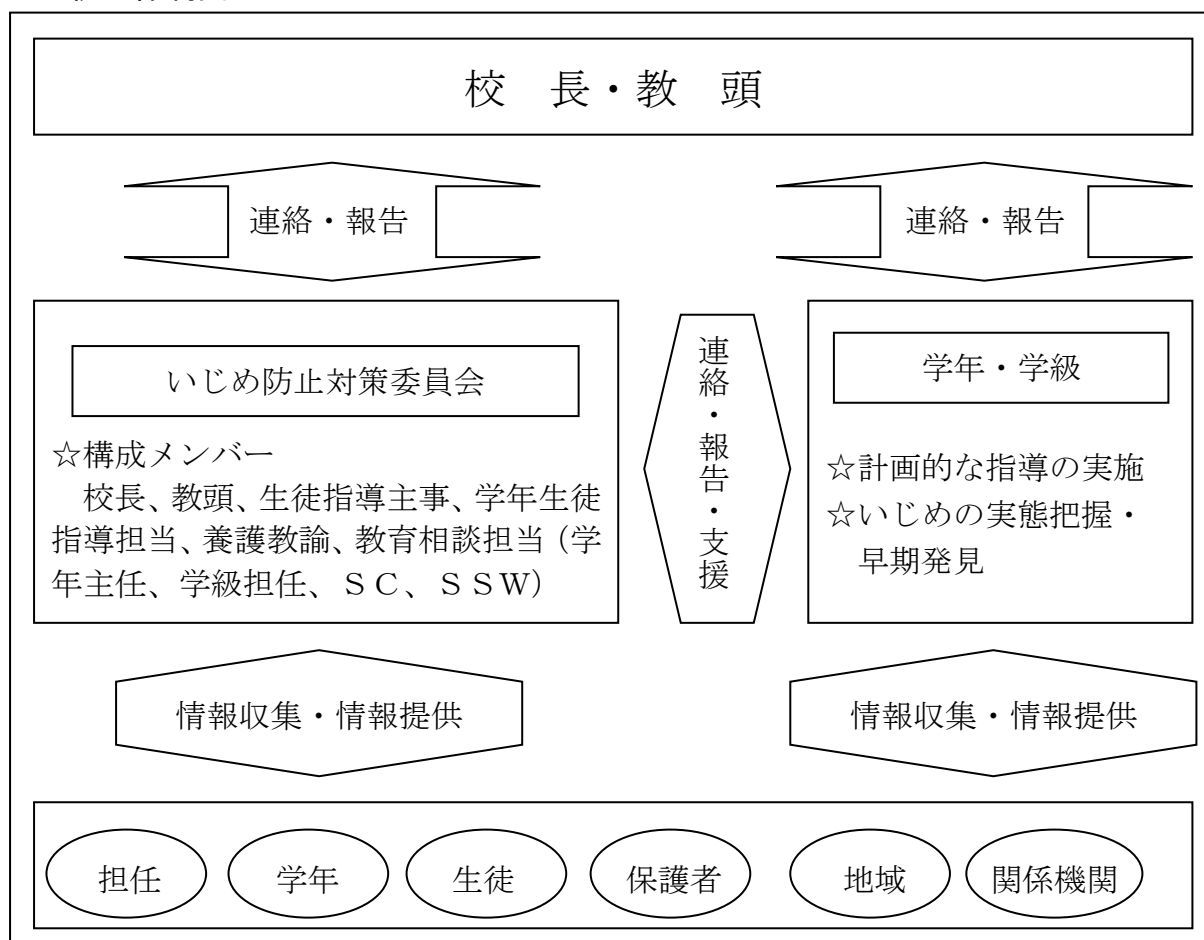
- ① 暴力
 - ア 殴る、蹴る、小突く、つねる。
 - イ 頭髪を引っ張る。
 - ウ プロレスごっこに見せかけ痛めつける。
 - エ 足を引っかけて転ばす。
 - オ 周囲を囲み、ズボンや下着を下ろす。
- ② 言葉の暴力（冷やかす等）
 - ア あだ名や悪口を言う。
 - イ 「死ね」と言う。
 - ウ やじる、はやし立てる。
 - エ ヒソヒソ話をする。
 - オ 「きもい」「うざい」「殺す」と言う。
- ③ 仲間外れや集団での無視
 - ア 相手にしない。
 - イ 知らんふりをする。
 - ウ 話しかけない、口をきかない。
 - エ 遊びや運動仲間に入れない。
 - オ 話し合いに入れない。
 - カ 近くに寄らずに避ける。
 - キ にらみつける。
- ④ たかり
 - ア 物品や金銭を要求する。また、おごれと強要する。
 - イ 家から金銭を持ちだすように命じる。
 - ウ 万引きするように命じる。
- ⑤ 嫌がらせ
 - ア 嫌がることをあえてする。イ 物を壊す、隠す。
 - ウ 持ち物にいたずらをする。
 - エ 落書きをする。オ 机を離す。
- ⑥ 言葉での脅し
 - ア 「チクるとただでは済まさんぞ」と言う。
 - イ 「ひどい目に遭わせるぞ」と言う。
 - ウ 言われたくないことを何度も言う。
- ⑦ その他
 - ア 用足し、着替え、食事等の際にのぞき込む。
 - イ 用事を言いつけ、相手を酷使する。
 - ウ 言いがかりをつけ、不快そうな表情やそぶりをする。
 - エ パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする。
 - オ 虚偽の情報やうわさを流す（言い振らす）。

第2章 いじめ防止等のための組織及び対策の内容に関する事項

1 校内体制について

- ① 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」（以下、委員会）を位置づける。定例会における構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年生活指導担当、教育相談担当、（必要に応じて学年主任、学級担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加える）とする。
- ② 緊急に「いじめ防止対策委員会」を開催する場合、情報を得た教職員と集合可能な定例委員会構成員で実施し、その後他の委員にも報告する。
- ③ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、いじめが発生した際の対応。いじめの相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ④ いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめの情報については、いじめの重大性を教職員全員で認識するため生徒の個人情報の取り扱いに考慮しながら教職員が共有するようにし、校長を中心として組織的な指導體制を確立する。

<校内体制図>



2 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

- ① 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教員に対して

- ① 生徒一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ② 生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③ 生徒が思いやりの心や命の大切さを育むような道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ⑤ 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。管理職は研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法・内容の改善、充実を図るものとする。
- ③ 小中連絡会において、児童生徒支援引継ぎシートを活用して情報交換を行い、小学校での指導を継続するとともに、学校全体の共通認識を図る。必要

に応じて、小学校との連携を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ① 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、あらゆる機会をとらえて伝え、理解と協力をお願いする。

(5) インターネット上のいじめに対して

上記と同じ対応をするが、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発を図る。

3 いじめの早期発見について

(1) 早期発見に向けて

- ① いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ② 生徒の様子は担任をはじめ学校全体で見守り、気づいたことを教職員全体で共有する。
- ③ 様子に変化が感じられる生徒には、教師から積極的に声かけを行い、生徒の状況を確認するとともに、安心感を持たせる。

(2) 相談体制の充実

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝える。
- ② いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③ いじめられている生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ 相談を受けた教師は、何事にも優先して生徒の話を聞く意識を持つ。

4 いじめの早期解決に向けた対応について

- ① いじめを発見または相談を受けた教師は、すみやかに校内いじめ防止対策委員会に報告をするとともに、「いじめ第一報」及び「いじめ続報」を提出する。
- ② 教員が気づいたあるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ③ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ④ いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせるとともに、いじめがどれだけ相手を傷つけ苦しめているかに気づかせるような指導を行う。

- ⑤ いじめを行った生徒の行為の背景をつかみ、生徒の心の安定を図る指導を行う。また、保護者へ正確な情報を伝え、継続的な助言や支援を行う。
- ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校の対応について随時共有するとともに、保護者の意向を聞き取る。
- ⑦ 「いじめ続報」提出後も被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。
- ⑧ 随時記録を残すとともに、関係文書の保存に当たっては、当該生徒が卒業後5年間保存する。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した際には、教育委員会に迅速に報告する。
- ② 大分市学校問題解決支援チームや警察・児童相談所などの関係機関と連携して対応に当たる。
- ③ いじめを受けた生徒や保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

学校は、県や市の基本方針の見直しがあったときだけでなく、定期的に点検し、見直しの必要があると認めたときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。